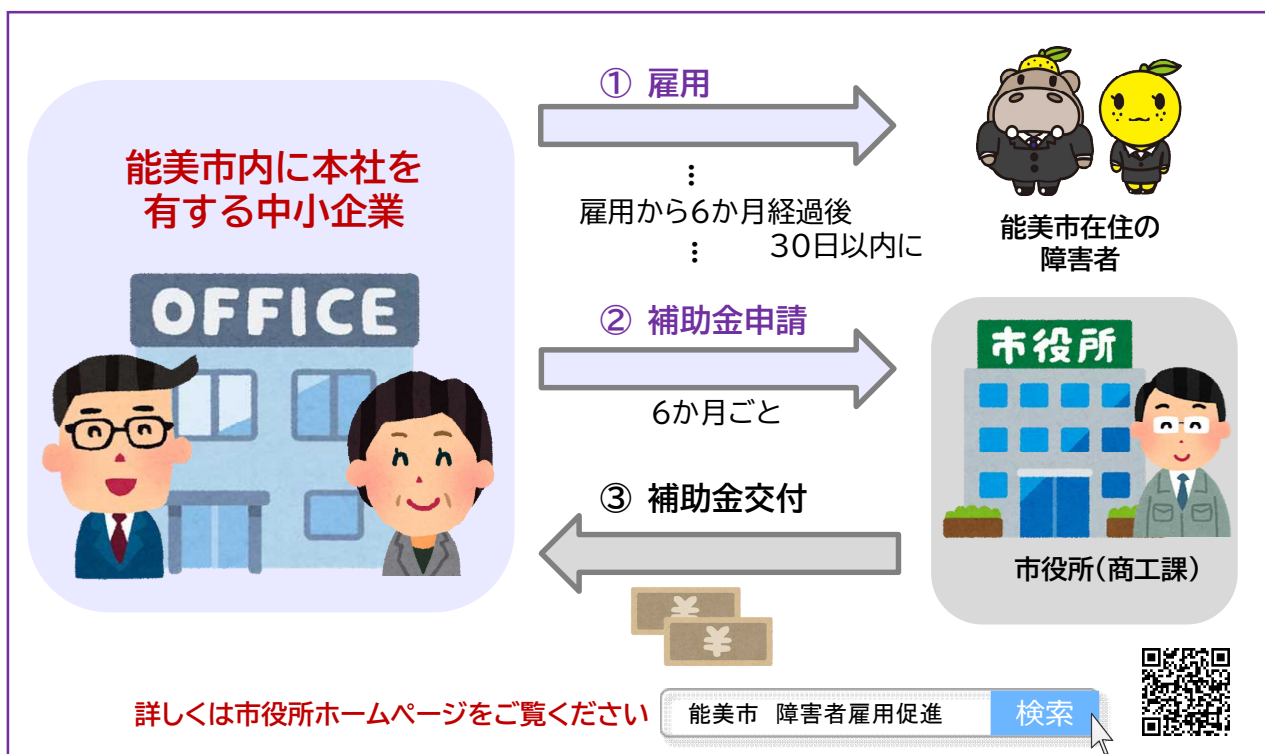


# 市内企業の障害者の 新規雇用を支援します!!

法定雇用率が未達成の市内中小企業等が新たに障害者を継続して雇用する場合に補助金を交付します。初回の申請は、**雇用期間が6か月を経過した日から、30日以内にご申請ください。**

<b>対象者</b>	<p>以下の要件をすべて満たす中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・能美市に住所を有する障害者を雇用していること</li><li>・市内に本社を有し、<b>法定雇用率未達成</b>であること</li></ul>
<b>補助額</b>	<p>対象労働者1人につき、2年間交付</p> <p>常用労働者として新規雇用する場合 <b>2万円/月</b></p> <p>短時間労働者として新規雇用する場合 <b>1万円/月</b></p>

## 補助金交付までの流れ



お問い合わせ先

能美市産業交流部 商工課 〒923-1198 能美市寺井町た35番地  
TEL 0761-58-2254 FAX 0761-58-2266  
E-mail shoukou@city.nomi.lg.jp

(R5年度版)